



市 章

大津市公報

令 和 8 年 3 月 25 日
号 外 (第 14 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 条 例

5	大津市子ども・子育て支援法に基づく特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	1
6	大津市伊香立環境交流館条例を廃止する条例	7
7	大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例	7
8	大津市行政手続条例の一部を改正する条例	8
9	大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例	8
10	大津市一般職の職員の給与に関する条例及び大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	8
11	大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	9
12	大津市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例	10
13	大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例	11
14	大津市役所支所設置条例の一部を改正する条例	11
15	大津市手数料条例の一部を改正する条例	12
16	大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部を改正する条例	12
17	大津市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例	12
18	大津市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	12
19	大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例	13
20	大津市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例	13
21	大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例	13
22	大津市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例	17
23	大津市温泉保養交流施設条例の一部を改正する条例	17
24	大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	18
25	大津市都市公園条例の一部を改正する条例	18
26	大津市建築基準条例の一部を改正する条例	19
27	大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	19
28	大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例	19
29	大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例	20
30	大津市下水道条例の一部を改正する条例	20
31	大津市ガス供給条例の一部を改正する条例	20
32	大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	21
33	大津市火災予防条例の一部を改正する条例	21

条 例

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を公布する。
令和8年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第5号

大津市子ども・子育て支援法に基づく特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準(第3条)

第2節 運営に関する基準(第4条—第32条)

第3章 雑則 (第33条・第34条)**附則****第1章 総則**

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

(一般原則)

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するよう努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、これらに係る責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準**第1節 利用定員に関する基準**

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(面談)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定(以下この条において「乳児等支援給付認定」という。)を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等(法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。)の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育(法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。)及び特定地域型保育(法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。)との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領(法第30条の20第5項(法第30条の21第3項において準用する場合を含む。))の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。)を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額(法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載し

た特定乳児等通園支援提供証明書を当該乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っている場合において乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じたときその他必要なときは、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回

線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、当該事故に係る損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
 - (2) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
 - (3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)によりこれらを行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、書面等が電磁的記録により作成されている場合には、書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
 - ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、当該乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁

的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に掲げる方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「の交付又は提出」とあるのは「による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織」とあるのは「電子情報処理組織」と、「提供する」とあるのは「同意を得る」と、「を交付又は提出した」とあるのは「による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「に対し、記載事項の提供」とあるのは「からの同意の取得」と読み替えるものとする。(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大津市伊香立環境交流館条例を廃止する条例を公布する。

令和8年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第6号

大津市伊香立環境交流館条例を廃止する条例

大津市伊香立環境交流館条例(平成5年条例第3号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第7号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市入札監視委員会の項の次に次のように加える。

大津市宿泊税検討委員会	本市における宿泊税の導入に関し必要な事項について調査審議すること。	7人以内	学識経験を有する者、観光関係団体から選出された者及び商工関係団体から選出された者
-------------	-----------------------------------	------	--

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大津市行政手続条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第8号

大津市行政手続条例の一部を改正する条例

大津市行政手続条例（平成8年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「、第16条、」を「及び第4項、第16条、」に、「、「同項第3号」を「、同条第4項中「第1項第3号」に、「同項第3号」を「第28条第1項第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の第22条第3項（大津市行政手続条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第9号

大津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

大津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「1,032,000円」を「1,082,000円」に改め、同項第2号中「897,000円」を「918,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大津市一般職の職員の給与に関する条例及び大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第10号

大津市一般職の職員の給与に関する条例及び大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「の各号」を削り、同条第2項中「それぞれ当該」を「当該」に改め、同項第1号中「いう。)」を「いう。)」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号中「それぞれ定める額」の次に「(支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)」を加え、同号ア及びイを次のように改める。

ア 自動車 支給単位期間につき、69,100円を超えない範囲内で自動車の使用距離の区分に応じて規則で定める額

イ 自転車等 支給単位期間につき、16,600円を超えない範囲内で自転車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額

第10条第2項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「又は自転車等」を「若しくは自転車等又は駐車場等」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車又は自転車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 次に掲げる駐車場等の区分に応じ、それぞれ定める額

ア 自動車の駐車のための施設 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

イ 自転車等の駐車のための施設 支給単位期間につき、1,500円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が75,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、75,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

(大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項第2号中「2,619円」を「3,571円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月25日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第11号

大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第3号中「2,700円」を「3,900円」に改める。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 改正後の第10条の規定は、この条例の施行の日以後に開始する勤務に対する手当について適用し、同日前に

開始した勤務に対する手当については、なお従前の例による。

大津市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月25日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第12号

大津市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例
(大津市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 大津市職員等の旅費に関する条例(昭和32年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「在勤公署」の次に「(常時勤務する在勤公署のない場合又は任命権者が認める場合には、その住所、居所その他任命権者が認める場所)」を加え、同条第6号中「扶養親族」を「家族」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改める。

第3条第5項中「、その出発前に」を削り、「を取り消され」を「の変更若しくは取消しを受け」に改め、「場合」の次に「その他規則で定める場合」を加え、「となった金額を、」を「となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを」に改める。

第6条第1項中「食卓料、移転料」を「宿泊手当、転居費」に、「扶養親族移転料」を「家族移転費」に改め、同条第7項中「食卓料」を「宿泊手当」に改め、同条第8項中「移転料」を「転居費」に改め、同条第10項中「扶養親族移転料」を「家族移転費」に、「扶養親族の」を「家族の」に改める。

第11条第1項中「および」を「及び」に、「する者」を「するもの」に改め、「請求書」の次に「(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第3項において同じ。)を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「書類を」を「資料を」に、「添付書類の全部または」を「資料の全部又は」に、「かかる旅費額」を「係る旅費」に改め、同条に次の2項を加える。

3 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が定めるものをいう。次項において同じ。)をもって提出することができる。

4 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

第13条第1項中「並びに座席指定料金」の次に「並びにこれらに付随する費用」を加え、同項に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第13条第2項中「片道50キロメートル以上の」を「、公務上の必要がある」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前2項の規定にかかわらず、特別の必要によって急行料金又は座席指定料金を徴する客車に乗車した場合には、現にその乗車に要した急行料金又は座席指定料金によることができる。

第14条第1項中「並びに座席指定料金」の次に「並びにこれらに付随する費用」を加え、同項に次の1号を加える。

(7) 前各号に掲げる費用に付随する費用

第15条を次のように改める。

(航空賃)

第15条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)及び特別座席料金並びにこれらに付随する費用による。

(1) その搭乗に要する運賃

(2) 市長等が特別座席料金を徴する航空機を運行する航空路による旅行をする場合には、前号に規定する運賃のほか、特別座席料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 航空賃は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難いため航空機を利用する場合に限り、支給する。

第18条(見出しを含む。)中「食卓料」を「宿泊手当」に改める。

第19条(見出しを含む。)中「移転料」を「転居費」に改める。

第20条の2(見出しを含む。)中「扶養親族移転料」を「家族移転費」に改める。

第25条第1項中「補給を受け又は公用の交通機関、宿泊施設等を利用した」を「支給を受ける」に改め、同

条第2項中「船賃」の次に「、航空賃」を加え、「食卓料」を「宿泊手当」に改める。

別表を次のように改める。

別表 (第17条、第18条関係)

区分	宿泊料 (1夜につき)	宿泊手当 (1夜につき)
市長等	21,200 円	1,600 円
一般の職員	18,700 円	

(大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第2条 大津市議会議員の議員報酬等に関する条例 (昭和31年条例第19号) の一部を次のように改正する。

別表第1市議会議員の項中「及び特別船室料金は、支給しない」を「、特別船室料金及び特別座席料金にあっては、公務上の必要その他特別の事情がある場合に限り、支給する」に改める。

(大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「及び特別船室料金を除く」を「、特別船室料金及び特別座席料金にあっては、公務上の必要その他特別の事情がある場合に限る」に改める。

- (1) 大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例 (昭和31年条例第22号) 第4条
- (2) 大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例 (昭和36年条例第17号) 第5条
- (3) 大津市公営企業管理者の給与等に関する条例 (昭和41年条例第39号) 第4条

(大津市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 大津市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例 (令和元年条例第20号) の一部を次のように改正する。

別表第1監査委員の項中「及び特別船室料金は、支給しない」を「、特別船室料金及び特別座席料金にあっては、公務上の必要その他特別の事情がある場合に限り、支給する」に改める。

別表第3路程20キロメートル以上の項中「食卓料」を「宿泊手当」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大津市職員等の旅費に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の大津市議会議員の議員報酬等に関する条例別表第1の規定、第3条の規定による改正後の大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例第4条、大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例第5条及び大津市公営企業管理者の給与等に関する条例第4条の規定並びに第4条の規定による改正後の大津市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第1及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第13号

大津市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

大津市議会議員の議員報酬等に関する条例 (昭和31年条例第19号) の一部を次のように改正する。

別表第1市議会議長の項中「657,000円」を「700,000円」に改め、同表市議会副議長の項中「611,000円」を「650,000円」に改め、同表市議会議員の項中「563,000円」を「600,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大津市役所支所設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第14号

大津市役所支所設置条例の一部を改正する条例

大津市役所支所設置条例 (昭和24年条例第45号) の一部を次のように改正する。

別表伊香立支所の項中「大津市伊香立生津町133番地の1」を「大津市伊香立下在地町1601番地」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

大津市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第15号

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第15項中「（胸部エックス線検査に限る。）」を削り、同項第8号を次のように改める。

(8) 肺がん結核検診 1件につき 800円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第16号

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部を改正する条例

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成6年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項第6号中「第2条第12項」を「第2条第14項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大津市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第17号

大津市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

大津市社会福祉審議会条例（平成20年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第72条第1項第3号及び第4号」を「第72条第1項第4号及び第5号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大津市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第18号

大津市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第9条（見出しを含む。）、第10条の見出し及び同条第1項並びに第13条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号中「乳児、幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第2号中「係る利用定員」の次に「(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「その職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第19号

大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

大津市立児童クラブ条例(平成12年条例第76号)の一部を次のように改正する。

別表大津市立伊香立児童クラブの項中「大津市伊香立下在地町1222番地の1」を「大津市伊香立下在地町1601番地」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

大津市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第20号

大津市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

大津市コミュニティセンター条例(令和元年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「大津市伊香立生津町133番地の1」を「大津市伊香立下在地町1601番地」に改める。

別表第1項第5号の表を次のように改める。

室名	金額
多目的室	1時間につき 720円
会議室1	1時間につき 290円
会議室2	1時間につき 290円
小会議室	1時間につき 130円
音楽室	1時間につき 130円
調理実習室	1時間につき 130円

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第21号

大津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大津市国民健康保険条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条の2を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第9条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第9条の3第1号イ中「後期高齢者支援金等」という。）、「及び」を「後期高齢者支援金等」という。）及び「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ及び同条第2号イ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第13条の5中「660,000円」を「670,000円」に改める。

第13条の5の2第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第13条の5の5第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第13条の6第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第14条の次に次の5条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第14条の2 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第18条及び第18条の3から第18条の5までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（滋賀県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第18条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第14条の3 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、その世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、その世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第14条の4 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第14条の5 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第14条の2第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額

等（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

- (2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
 - (3) 18歳以上被保険者均等割 第14条の2第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
 - (4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
 - ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額
 - イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額
 - ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額
- 2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。
- (子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第14条の6 第14条の3の子ども・子育て支援納付金賦課額は、30,000円を超えることができない。

第17条第1項中「若しくは第13条の5の3」を「、第13条の5の3若しくは第14条の3」に、「、第18条の3第1項（同条第3項）」を「若しくは同条第6項各号に定める額、第18条の3第1項（同条第3項又は第4項）」に、「第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第18条の3第4項第1号（同条第6項）」を「額、同条第5項（同条第7項又は第8項）」に、「又は第4項」を「から第5項まで」に、「若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項）」を「、同条第6項各号（同条第8項から第10項まで）」に、「の算定」を「若しくは第18条の5第1項に定める額の算定」に改め、同条第2項中「若しくは第13条の5の3の額若しくは第13条の7」を「、第13条の5の3、第13条の7若しくは第14条の3」に改め、「次条第1項各号に定める額」の次に「若しくは同条第6項各号に定める額」を加え、「第13条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第18条の3第4項第1号」を「額、同条第5項」に、「若しくは同条第5項各号」を「、同条第6項各号に定める額若しくは第18条の5第1項」に改める。

第18条第1項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同項第1号中「第3号」の次に「並びに第6項」を加え、同項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同条第3項中「、第13条第2項」を「、同条第2項」に、「「額」を「、「額」に改め、同条第4項及び第5項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 6 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第14条の3の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円）とする。
- (1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額
 - ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
 - イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
 - ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額
 - (2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の

場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に310,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外のものアに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に570,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外のものアに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

- 7 第14条の5第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

第18条の2中「及び前条第1項」を「、第13条の5の4、第13条の8及び第14条の4並びに前条第1項(同条第4項又は第5項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)&及び同条第6項」に改める。

第18条の3第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第3項中「第4項」を「第5項」に、「第6項」を「第7項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「後期高齢者支援金等賦課額」との次に、「第18条第1項各号」とあるのは「第18条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」とを加え、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第5項」とあるのは「第4項において読み替えて準用する第5項」と、「第13条」とあるのは「第14条の5」と、第2項中「第13条第3項」とあるのは「第14条の5第3項」と読み替えるものとする。

第18条の3に次の1項を加える。

- 8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条の」とあるのは「第14条の5の」と、「第18条第1項各号」とあるのは「第18条第6項各号」と、「第13条第2項」とあるのは「第14条の5第2項」と、第6項中「第13条第3項」とあるのは「第14条の5第3項」と読み替えるものとする。

第18条の4第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「第5項に」を「第6項に」に、「660,000円」を「670,000円」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項及び第4項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同条第8項中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に、「第5項中」を「第6項中」に、「660,000円」を「670,000円」に、「第6項中」を「第18条第1項各号」とあるのは「第18条第5項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、第7項中」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「660,000円」を「670,000円」に、「前項」を「第18条第1項各号」とあるのは「第18条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、前項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「660,000円」を「670,000円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第14条の3」と、「670,000円」とあるのは「30,000円」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、第2項中「第13条第2項」とあるのは「第14条の5第2項」と読み替えるものとする。

第18条の4に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第14条の3」と、「670,000円」とあるのは「30,000円」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第18条第1項各号」とあるのは「第18条第6項各号」と、第7項中「第13条第2項」とあるのは「第14条の5第2項」と読み替えるものとする。

第18条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第18条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第14条の5の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額(第18条第6項、第18条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。)から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第14条の5第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 改正後の第9条の2、第13条の5、第14条の2から第14条の6まで及び第17条から第18条の5までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

大津市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第22号

大津市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

大津市公設地方卸売市場条例(昭和63年条例第18号)の一部を次のように改正する。

目次中「第50条」を「第50条の2」に改める。

第3章第1節中第50条の次に次の1条を加える。

(市長による指定飲食料品等に該当する取扱品目等の公表)

第50条の2 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(1) 市場において取り扱う指定飲食料品等(食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号。次号及び第3号において「食品等持続的供給法」という。)第42条第1項に規定する指定飲食料品等をいう。次号において同じ。)

(2) 前号に掲げる指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標

(3) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大津市温泉保養交流施設条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第23号

大津市温泉保養交流施設条例の一部を改正する条例

大津市温泉保養交流施設条例（平成17年条例第96号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「410円」を「500円」に、「4,100円」を「5,000円」に、「500円」を「600円」に、「5,000円」を「6,000円」に、「620円」を「750円」に、「6,200円」を「7,500円」に改める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第24号

大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例（平成5年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

個人利用	団体利用（15人以上）
160円	130円
220円	
330円	260円

を

金額

1人1回につき	250円
1人1回につき	350円
1人1回につき	500円

に改め、同表備考中第2項を第

3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日その他入園する者等が多数にわたると見込まれる時期において指定管理者が市長の承認を得て定める日における入園に係る利用料金（以下「繁忙日料金」という。）の上限額は、この表による入園に係る利用料金の上限額に、それぞれ2を乗じて得た額とする。この場合において、指定管理者が繁忙日料金を収受することができる日数は、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。）につき120日を上限とする。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

大津市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第25号

大津市都市公園条例の一部を改正する条例

大津市都市公園条例（昭和40年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1皇子山総合運動公園の項中「陸上競技場
テニスコート」を「陸上競技場」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大津市建築基準条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第26号

大津市建築基準条例の一部を改正する条例

大津市建築基準条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第36条中第7項を第10項とし、第6項を第9項とし、同条第5項第1号ア(7)中「次項」を「第9項」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 法第3条第2項の規定により第2条第1項の規定の適用を受けない建築物であって、令第36条の4に規定する建築物の部分（以下この項において「特定部分」という。）が2以上あるものについて増築等をする場合においては、当該増築等をする特定部分以外の特定部分に対しては、法第3条第3項の規定にかかわらず、第2条第1項の規定は、適用しない。

第36条第4項中「及び第6項」を「から第9項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 法第3条第2項の規定により第2条第1項の規定の適用を受けない建築物（第8項の規定により同条第1項の規定の適用を受けない部分を除く。次項において同じ。）について、増築又は改築に係る部分の床面積の合計が法第3条第2項の規定により引き続き第2条第1項の規定（同項の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含むものとする。）の適用を受けない期間の始期における延べ面積の20分の1（50平方メートルを超える場合にあっては、50平方メートル）を超えない範囲内において増築又は改築をする場合（当該増築又は改築後の建築物の構造方法が次に掲げる基準に適合する場合に限る。）においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、第2条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 増築又は改築に係る部分が第2条第1項の規定に適合すること。
- (2) 増築又は改築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないこと。

3 法第3条第2項の規定により第2条第1項の規定の適用を受けない建築物について当該建築物における当該建築物の構造耐力上の危険性を増大させない大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項の規定にかかわらず、第2条第1項の規定は、適用しない。

第39条第3項ただし書を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第27号

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条の4を削り、第4条の5を第4条の4とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第28号

大津市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

大津市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「794,000円」を「813,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第29号

大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例

大津市水道事業給水条例（昭和33年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「又は」の次に「公営企業管理者から」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、公営企業管理者が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。）又は当該他の水道事業者から法第16条の2第1項の規定による指定を受けた者（次項において「他の水道事業者等」と総称する。）が工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第14条第2項を削り、同条第3項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等（指定給水装置工事事業者又は前項ただし書の規定により公営企業管理者が他の水道事業者等が工事を施行する必要があると認めた場合における当該他の水道事業者等をいう。以下同じ。）」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に、「、その他」を「その他」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「指定給水装置工事事業者」を「指定給水装置工事事業者等」に改め、同項を同条第4項とし、同条に次の1項を加える。

5 法令に定めがあるもののほか、指定給水装置工事事業者等について必要な事項は、公営企業管理者が定める。

第41条第1項中「者又は」を「者、」に、「更新若しくは第14条第3項」を「更新を受けようとする指定給水装置工事事業者又は第14条第2項」に、「指定給水装置工事事業者は」を「指定給水装置工事事業者等は」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市下水道条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第30号

大津市下水道条例の一部を改正する条例

大津市下水道条例（昭和43年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、公営企業管理者が他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた管理者を含む。）の指定を受けた者が当該工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市ガス供給条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第31号

大津市ガス供給条例の一部を改正する条例

大津市ガス供給条例（昭和52年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、公営企業管理者が他の一般ガス導管事業者（法第2条第6項に規定する一般ガス導管事業者をいう。）が当該工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第32号

大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「794,000円」を「813,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

大津市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月25日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第33号

大津市火災予防条例の一部を改正する条例

大津市火災予防条例（昭和37年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第12号まで、第14号及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第8条の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第30条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第45条第6号の次に次の1号を加える。

（6の2） 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第45条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。